

SAGA2024 国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会

第1回常任委員会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日 時 令和3年7月19日(月)午前10時00分
会 場 唐津市高齢者ふれあい会館 りふれ

目 次

■第1回常任委員会

【報告事項】

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員の変更について P1

【第1号議案】

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画（案） P2

【第2号議案】

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会専門委員会規程（案） P6

《参考資料》

○SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員名簿 P8

○第78回国民スポーツ大会唐津市開催基本方針 P9

○SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員会の委任事項 P10

○SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則 P11

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員の変更について

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員の変更について次のとおり報告します。

【常任委員】 (順不同・敬称略)

役職名	所属団体・役職名	新任者	旧任者
副委員長	唐津市議会 議長	笹山 茂成	田中 秀和
副委員長	唐津市 副市長	脇山 秀明	中江 勉
副委員長	唐津市 副市長	脇山 行人	柴田 哲
委 員	佐賀県バドミントン協会 会長	宮島 治	中尾 昌由
委 員	佐賀県高等学校体育連盟 会長	牛島 徹	中島 慎一
委 員	唐津地区校長会 会長	藤原 寿朗	北川 正行
委 員	唐松地区校長会 会長	坂本 康晴	吉山耕一郎
委 員	唐津上場商工会 会長	坂本 金満	古賀 和裕
委 員	(福)唐津市社会福祉協議会	吉田 善道	山中 幸光
委 員	唐津市連合行政連絡員会	安岡 一徳	中山利平二
委 員	九州旅客鉄道(株) 佐賀鉄道事業部 部長	野田 和成	三浦 直紀

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画（案）

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）の成功に向け、第78回国民スポーツ大会唐津市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 総務企画関係

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、SAGA2024を一過性のものとせず、将来の「市民力・地域力によるまちづくり」の実現につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

SAGA2024に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、次の項目について検討し、効果的な広報活動を展開するとともに、本市の持つ歴史・伝統・文化・自然・食など「海と緑にかこまれたここちよい唐津」の魅力を全国に向けて発信する。

ア 愛称、スローガン等の活用による広報

イ 印刷物等による広報

ウ 多様なメディアによる広報

エ イベント等による広報

オ 工作物等による広報

カ 大会報告書等による広報

(4) 市民運動

市民一人ひとりが積極的に参加し大会を盛り上げていくために、次の項目について検討し、市民の一体感をもった活動により、本市のまちづくりの基本理念の一つである「市民力」の向上につなげる。

ア 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

イ 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

ウ スポーツ・レクリエーションに親しみ、交流を進める大会

エ 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

オ 環境に配慮したクリーンで快適な大会

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、次の項目について検討し、心のこもったおもてなしを提供する。

- ア 歓迎装飾の実施
- イ 案内所の設置等
- ウ 休憩所の設置
- エ 売店等の設置
- オ おもてなしの提供

2 競技式典関係

(1) 競技運営

県等と連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、用具等については、現有のものを活用するなど効率的に整備するため、次の項目について検討し、大会運営に万全を期する。

- ア 競技会の運営
- イ 競技役員等の編成
- ウ 競技用具の整備
- エ 競技記録
- オ リハーサル大会

(2) 式典

県等と十分に協議をし、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、次の項目について検討し、本市の特色を生かした式典とする。

- ア 開始式
- イ 表彰式
- ウ 式典音楽
- エ 炬火イベント

(3) 施設整備

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を踏まえ、次の項目について検討し、既存施設の有効活用を図るとともに、SAGA2024開催後の市民の施設利用にも配慮した整備に努める。

- ア 競技施設の整備

- イ 練習会場の整備
- ウ 臨時仮設物の整備

3 宿泊衛生関係

(1) 宿泊

選手・監督をはじめ大会関係者等の宿泊については、宿泊施設や県等と連携し、安全で快適な宿舎の確保を図るとともに、次の項目について検討し、受け入れ体制に万全を期する。

- ア 宿舎
- イ 配宿
- ウ 宿泊料金
- エ 食事

(2) 医事・衛生

大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と連携し、医事・衛生体制の確立を図るとともに、次の項目について検討し、SAGA2024に関わる全ての方々の健康管理に努める。

- ア 医療救護
- イ 防疫
- ウ 食品衛生
- エ 環境衛生

4 輸送交通関係

(1) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者や県等との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、次の項目について検討し、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和や環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

- ア 輸送対策
- イ 交通対策
- ウ 駐車場対策
- エ 環境への配慮

(2) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対策に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と連携しながら、

次の項目について検討し、消防防災・警備体制の確立を図る。

- ア 消防防災対策
- イ 警備対策
- ウ 大規模災害・突発重大事案対策
- エ 関係機関等との連絡調整

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則（令和2年7月30日施行）第12条第3項の規定に基づき、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項）

第2条 専門委員会の名称及びSAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

（役員の選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会長が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した専門委員及び書面により議決権を行使した専門委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

付 則

この規程は、令和3年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 施設整備に関すること 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事・衛生に関すること 3 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること 2 消防防災・警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

參考資料

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員名簿

【常任委員】

(順不同・敬称略)

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
委 員 長	(公財) 唐津市スポーツ協会	会長	岩本 真二
副委員長	唐津市議会	議長	笹山 茂成
	唐津市	副市長	脇山 行人
	唐津市	副市長	脇山 秀明
	唐津市教育委員会	教育長	栗原 宣康
委 員	佐賀県軟式野球連盟	会長	古賀 盛夫
	N P O 法人佐賀県ヨット連盟	理事長	藤原 雄
	佐賀県ソフトテニス連盟	会長	石井 秀夫
	(一社)佐賀県バスケットボール協会	会長	祖岩 亨道
	佐賀県トライアスロン協会	会長	川添 豊
	佐賀県バドミントン協会	会長	宮島 治
	佐賀県綱引連盟	会長	不 在
	佐賀県高等学校体育連盟	会長	牛島 徹
	唐津市中学校体育連盟	会長	原 寛 喜
	唐津市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	中村 栄助
	唐津地区校長会	会長	藤原 寿朗
	唐松地区校長会	会長	坂本 康晴
	佐賀県私立中学高等学校長会	唐津地区代表	島本 幸三
	唐津商工会議所	会頭	宮島 清一
	唐津東商工会	会長	富永 祐司
	唐津上場商工会	会長	坂本 金満
	(一社)唐津東松浦医師会	会長	渡辺 尚
	(福)唐津市社会福祉協議会	会長	吉田 善道
	唐津市身体障害者連絡協会	会長	山崎 一夫
	(一社)唐津観光協会	会長	山崎 信二
	唐津市連合行政連絡員会	会長	安岡 一徳
	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	会長	金子 晴信
	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部	部長	野田 和成

委員長 1名、副委員長 4名、常任委員 23名

合計 28名

第78回国民スポーツ大会唐津市開催基本方針

1 基本方針

唐津市民がスポーツのチカラで輝き、人生を楽しく、健康で生き活きとしたものとし、活力ある絆の強い地域を創るため、第78回国民スポーツ大会に向けた取組を計画的かつ効率的に展開します。また本大会を契機に、競技スポーツから健康維持などの身体活動すべてがスポーツであるといったスポーツへの意識を変えるとともに、市民の一体感をもった活動による「市民力」、産学官民相互の連携による「地域力」、この2つのチカラを「唐津 ONE TEAM（唐 ONE）」として結集し、発揮する大会として開催します。

2 実施目標

（1）市民力・地域力による創意工夫を凝らしたレガシーを構築する大会

唐津市民一人ひとりの英知と情熱を結集した市民力を活かし、他分野と連携協働を行うとともに、唐津市が持つ歴史、伝統、自然などが互いに響きあうことにより、より一層の地域力を発揮させるなど、創意と工夫を凝らした大会を目指します。また、国民スポーツ大会の開催により、スポーツのチカラで、新たな唐津市のチカラがレガシーとして継承されていく契機とします。

（2）唐津の魅力を全国に発信する大会

本市を訪れる全ての方々を心のこもったおもてなしでお迎えし、歴史と文化が輝き、風光明媚な海や緑に恵まれるなど、本市の持つかけがえのない豊かな自然環境を最大の地域資源とした「海と緑にかこまれたここちよい唐津」の魅力を全国に発信します。

（3）生涯スポーツの推進につなげる大会

国民スポーツ大会の開催を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」といった、日常的にスポーツを楽しみ、共感しあえるような新しいスポーツ文化の定着につなげる大会を目指します。

SAGA2023 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会 常任委員会への委任事項

SAGA2023 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則第10条第3項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会において、唐津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(実行委員会の委員)

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）を委員とし、委員をもって組織する。

- (1) 関係競技団体、その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 唐津市議会を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

2 会長及び委員は無報酬とする。

(役員の定数及び選任)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 常任委員 30名以内

(4) 監事 2名

2 会長は、唐津市長をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事は、委員の中から総会において選任する。

4 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の業務執行及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。

6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはでき

ない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長がこれを務める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関するこ

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関するこ

(4) その他委員長が必要と認める事項に関するこ

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会について準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるものほか、専門委員会に関する必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、同項中「委員及び役員」とあるのは「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 その他事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の收支予算は、総会の議決により定め、收支決算是、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度の会計年度については、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関する必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、唐津市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年11月6日から施行する。